

論文 Article

佐賀市の実相院本堂について

曾我俊裕¹・佐藤大規²

A historical study of Jisso-in Temple in Saga City, Japan

Toshihiro SOGA¹ and Taiki SATO²

要旨：筆者らは、佐賀市大和町に所在する実相院の建物について調査を行う機会を得た。本堂、庫裏、勅使門の平面図を作成し、さらに建築年代や構造形式、改造痕跡などについて調査を行った。その結果、現在の本堂は19世紀中期の建立で、痕跡より、内陣部分が大規模に改造されていること、長押に打ち直し痕があることなどが判明した。さらに、痕跡より復元される実相院本堂の前身建物は、細部意匠に花杏葉紋が付される点、ほぼ同時期に築造されたと考えられる小城陣屋と玄関式台及び表向き殿舎の構成が類似している点から、佐賀藩の支藩や親類に關係する武家殿舎であった可能性が考えられた。遺構が乏しくいまだ明らかでない江戸時代の武家殿舎を考察する上で、一級の資料となりえる貴重な事例と考えられた。

キーワード：佐賀市、佐賀藩、書院造、武家殿舎

Abstract: We report on the construction of the Jisso-in temple in Yamato, Saga City, Japan. We unearthed the plans made for the *hondo* (main hall), *kuri* (the warehouse at the rear), and *chokushi-mon* (the gate for the imperial envoy). Furthermore, we researched the year of construction, type of construction, and traces of renovation.

We discovered that the main hall was built in the mid-19th century and that it has been since reconstructed. From the plan, we assumed that the palace of the castle was relocated because of the greatly redesigned chancel and the signs of repair to aisles. Regarding remnants of remodeling, we presumed that the main hall was built by a branch of the Saga feudal clan because the design of the hall incorporated the family crest of the branch of the Saga clan known as “Hanagyoyo”. Moreover, the structure and design of the entrance were similar to that of the palace of Ogi Castle, which was also owned by a branch of the Saga feudal clan.

Therefore, it can be said that the main hall of Jisso-in temple is similar in style to warrior residences of the Saga feudal clan. As little is known about the warrior residences of the Edo era, any material such as gathered here, which expands the knowledge base regarding this era, is important.

Keywords: Saga city, Saga feudal clan, Syoin-zukuri, Warrior residences

I. 緒言

佐賀県佐賀市大和町に所在する実相院は真言宗の古刹で、仁王門は佐賀県の重要文化財に指定されている。実相院の建物は嘉永7年（1854）の大火により、仁王門や上門（通用門）及び経蔵を残して焼失し、現在の堂宇はそれ以降の建築とされるが明確な建築年代等は判明していない。

今回、筆者らは実相院の建物（本堂・庫裏・勅使門）について調査する機会を得た¹⁾。本稿では、調査結果

をもとに本堂の建築年代や復元について述べ、その上で佐賀藩内の武家殿舎からの移築の可能性など、前身建物について若干の考察を行いたい。

II. 沿革

河上山神通寺実相院と号す。真言宗御室派に属し、本尊は薬師如来である。

寺伝によれば、行基によって和銅5年（712）、岩屋山に神宮寺という名称で開創されたという。その後、

1 中津市教育委員会：Nakatsu City Board of Education

2 広島大学総合博物館：Hiroshima University Museum

寛治3年(1089)に比叡山の僧円尋によって河上山別所として再興され、以来肥前一宮とされる河上社(現・興止日女神社)の別当職を務め、歴代山主が河上山座主を名乗った。また円尋によって如法経会(お経会)が開かれたと伝え、以来現在まで続いている。

平安時代、河上山座主は国衙より補任され、河上社の神事、建物の管理、社僧の任免、免田滞納の督促、社内の警察権など一切を掌握していた²⁾。また、鎌倉時代を通じて座主の権限、任免を巡り同地の有力御家人でもあった大宮司高木家との間で幾度となく争いが起きている³⁾。河上山別所は、安元2年(1176)より河上山神通寺と称したという。寺伝では源頼朝の四男である貞暁が勅補座主となり神通寺を真言宗に改め、隆盛を極めたとするが、「河上神社文書」中の永徳2年(1382)の「今川仲秋書下」⁴⁾に天台宗に属す脊振山の僧が登場する点などから、鎌倉時代を通じて天台宗山門派に属していたものと考えられ、南北朝時代以後、真言宗へ転じたと思われる。

室町時代に入ると子院の実相院が一山を所管する立場となり、16世紀にはそれまで社僧中より補任されていた座主職を、実相院主が相伝するところとなったと考えられる⁵⁾。

同時代には、幾度かの戦乱に巻き込まれている。龍造寺隆信と神代勝利の間に生じた「川上の戦い」では、河上社を残して別所80坊が全焼したと伝える。さらに元亀元年(1570)には大友親貞による佐賀城攻め、いわゆる「今山の戦い」の際には、大友軍によって河上社の社殿堂宇が悉く焼き払われたという⁶⁾。その後、龍造寺家・鍋島家の庇護を受けて35世座主の増悦が復興し、これを機に現在の寺地へ移転したと伝わる⁷⁾。

江戸時代に入ると、正保4年(1647)に佐賀藩家老らの連署により、肥前国の真言宗宗門頭人に任じられる⁸⁾など、江戸時代を通じて鍋島家の祈願所として繁栄を極めたという。また、河上社と千栗八幡宮の間で一宮論争が生じた際には、河上社別当寺として論争の急先鋒であったことが同寺に現存する史料から窺える。

天明5年(1785)の「上佐嘉上郷久池井村之内河上神領」(佐賀県立図書館蔵)と称する絵図には、河上社・仁王門(神通寺の表門)・大講堂(仁王門脇に位置し神通寺本堂に相当)・実相院ほか11の子院等が描かれ、壮大な伽藍を有していたことが窺える。しかし嘉永7年(1854)大火を生じ、大講堂をはじめとする堂宇の大半を焼失したが、仁王門・上門(通用門)・経蔵は難を逃れたという。

明治元年(1868)に発布された神仏判然令により、

河上社と分離され、一宮別当寺であることから一時廃寺と決したが、当時の座主であった53世良瑞の尽力で免れ、その後堂宇を復興し現在に至っている。

Ⅲ. 伽藍配置

実相院は、河上川西岸の丘陵に沿って建てられており、現在境内には本堂・庫裏・方丈・仁王門・中門・上門(通用門)・勅使門・経蔵等がある(図1)。

仁王門(佐賀県指定重要文化財)は興止日女神社の西門と向かい合い、その北側に広がる空地は、神通寺一山の本堂であり嘉永の大火で焼失した、大講堂の跡である。大講堂跡の西側には小堂と中門があり、その北方に石垣がそびえ、その石垣上の高台に本堂、その東側に庫裏がそれぞれ南を正面として並び、庫裏の北側に方丈が建つ。また、本堂は正面に玄関式台を突き出し、その両脇に土塀が接続し、土塀の西端に勅使門が建つ。庫裏は本堂に対して少し南側にずれて建ち、本堂と庫裏の間の正面側に上門(通用門)がある。

Ⅳ. 本堂

1. 規模形式

桁行11間(ただし1間を現行尺で6尺2寸から6尺5寸とする。実長70.16尺)、梁間5間半(35.6尺)、入母屋造、平入、棧瓦葺、正面玄関付、桁行3間(18.95尺)、梁間2間半(16尺)、入母屋造、妻入、棧瓦葺、西背面突出部、桁行3間半(22.4尺)、梁間4間(25.85尺)、正面東側に内玄関接続、桁行2間(12.6尺)、梁間3間(18.8尺)、切妻造、平入、正面庇葺き下ろし、棧瓦葺、背面に護摩堂・位牌堂付。

2. 平面及び詳細

本堂は南面して建ち(写真1・2)、正面(南側)の中央4間四方を内陣とする(図2)。内陣は板敷で、追廻しに畳を敷き、南側を除く三方はさらにその外側を幅狭な板敷とする。天井は竿縁天井である(特記しない限り他の部屋も同様)⁹⁾。北側の部屋境に寄せて須弥壇を置き、本尊の薬師如来像を安置する。正面は框がちゃん塗りの舞良戸4枚建とし、その内側に腰障子を入れる。また、舞良戸の両側は土壁とする。内陣の両側面の柱は他に比して細くその柱間には中敷居を設け、竹矢来を嵌める。なお、正面側から1間の位置に4間通しの差鴨居があるが、後述するように内法長押の切り欠きの改造痕より後補材と考えられる(写真3)。

内陣の西側には3間四方の18畳、その北方に東西3間に南北2間の12畳、さらに北側には3間四方の

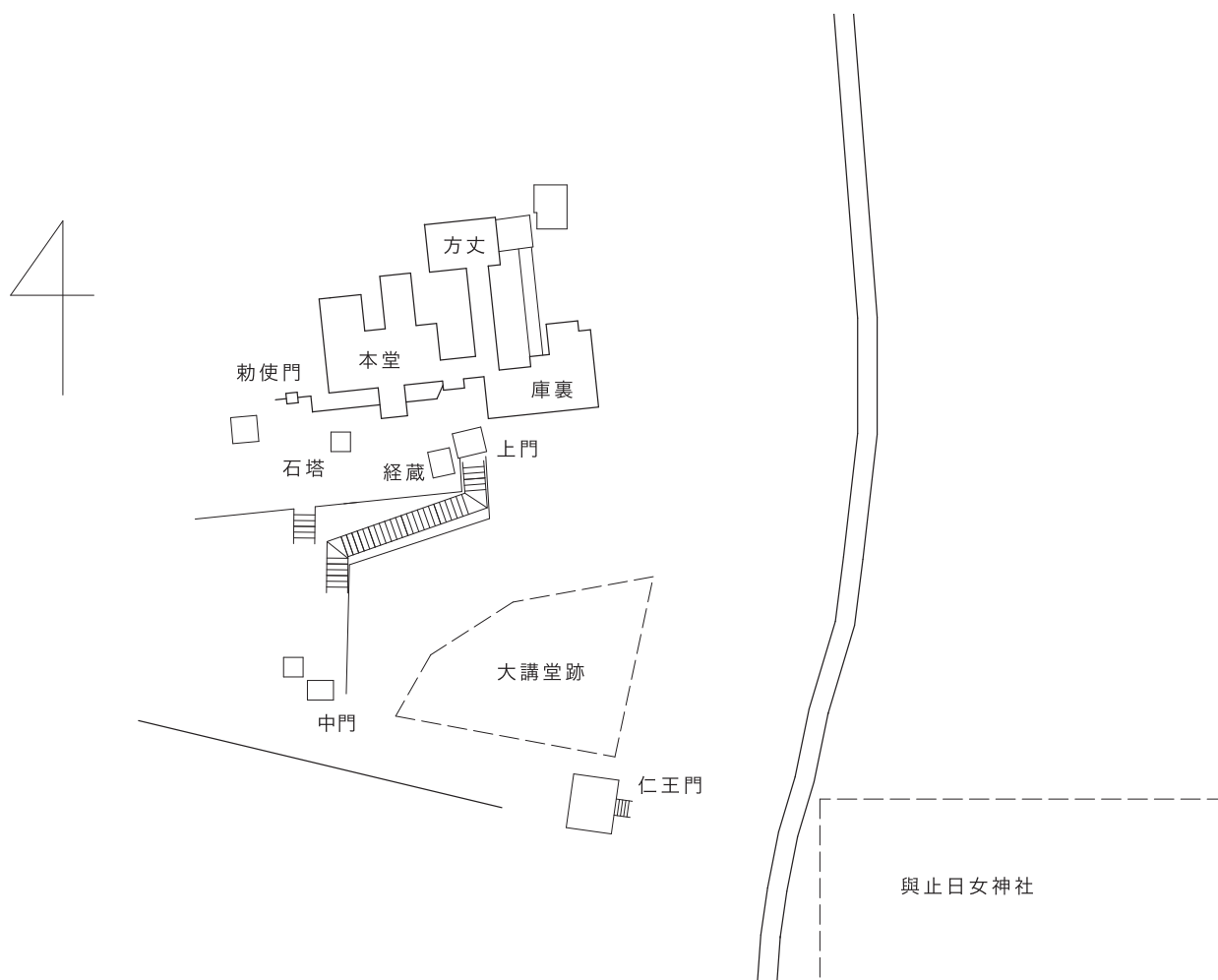


図1 伽藍配置図

18畳の部屋を設ける。寺ではこれら3室をまとめて大広間と称しているが、本稿では便宜上北側から順に「一の間」・「二の間」・「三の間」とする（写真4）。

一の間は正面向かって左側に幅2間の床、右側に幅1間の違棚を設ける（写真5）。一の間と二の間の境は「松に鷹」と「竹林の七賢」を表裏に描く襖で仕切り、鴨居上には障子欄間を設ける。

三の間は西側に2間幅の床を設ける（写真6）。現状では、二の間と三の間の部屋境には建具がないが、敷居と鴨居があることから、往時は襖で仕切っていたと考えられる。なお鴨居上には、障子欄間を嵌める。三の間の南側には幅1間の廊下があり、部屋境は開放とするが、ここにも敷居と鴨居が残ることから、当初は建具が嵌まっていたと考えられる。また、これら3室の西側にも幅1間の廊下があり、部屋境との間仕切には腰障子を入れる。廊下の外側はアルミサッシのガラス戸で仕切り、外側に落縁を設ける。なお、一の間と二の間の北側及び三の間西側隅には、現状では物置となっている部屋があるが、閉鎖されており今回は確認できなかった。

内陣の東側には「使者の間」と称する3間四方の18畳の部屋があり（写真7）、神仏判然令で與止日女神社より移された本地仏の十一面観音立像を安置した厨子を置く。北側の部屋境の間仕切は襖とし、南側の幅1間の廊下との境は鴨居と敷居を残すものの、現状では開放としている。東側の正面から1間には、襖を入れる。また、廊下とその東側に接続する8畳間との境には、花鳥画を描く杉戸（写真8）を設ける。なお、廊下の外側はアルミサッシのガラス戸で仕切り、外部に落縁を設ける。

内陣と使者の間の北側には1間半幅の畳敷の廊下（現状では一部は板敷）がある（写真9）。内陣及び使者の間の境には襖を入れる。

次に、内陣の南側には、東西2間半に南北3間の入母屋造妻入の玄関式台が接続する（写真10）。天井は格天井である。南側1間を土間とし、その北側2間を低い板敷の式台とする。柱は唐戸面を取り、正面のみ礎盤上に載る。玄関の東西には土塀が連続し、西側は勅使門、東側は折れて内玄関へ接続する。土塀は棧瓦葺で、胸高より下を土壁とし、上を菱格子とする。

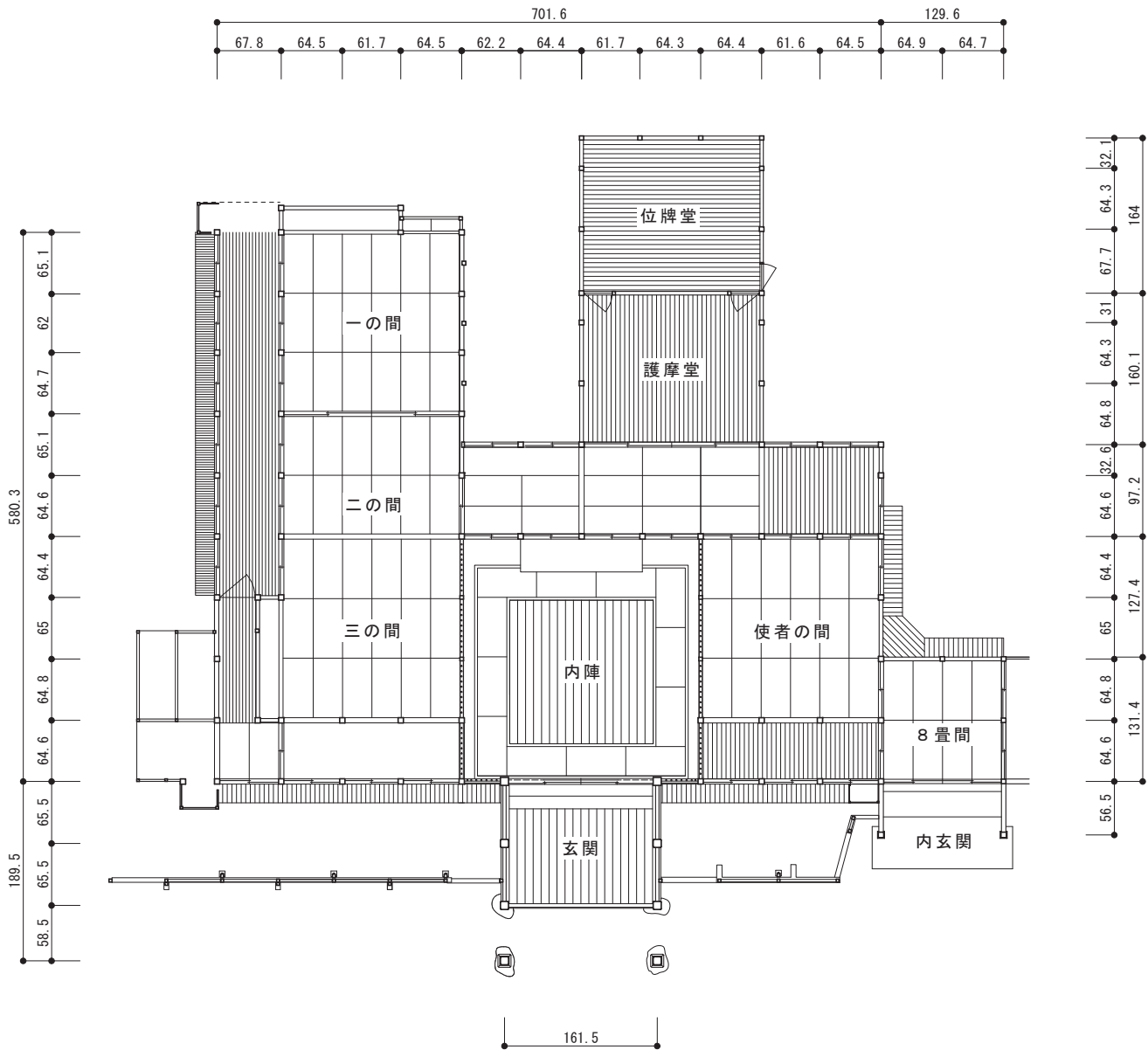


図2 本堂平面図 (現状)

控柱は金輪継で掘立石柱に載る。

使者の間の南東側には、東西2間に南北1間の内玄関 (写真11) と2間四方の8畳間が接続する¹⁰⁾。内玄関と8畳間境の建具は、舞良戸である。玄関の間の東側には花鳥 (一方は彩色、もう一方は墨絵) を描く杉戸が入る (写真12・13)。なお、これらの杉戸は、「城の杉戸」であったとの寺伝がある。

内陣後方の廊下を挟んで北側には東西3間に南北5間の護摩堂及び位牌堂が接続している。護摩堂は板敷とし、五大明王像と愛染明王像を祀っている。本堂とは柱筋や柱間寸法が異なり、部材の風蝕も少ないことから後補と考えられる¹¹⁾。

3. 細部意匠

母屋及び背面突出部には、組物が設けられておらず簡素である。母屋の妻飾はいずれも木連格子とし、蕪懸魚には六葉の位置に花杏葉の飾りを付す (写真14)。玄関の妻飾は虹梁大瓶束式とし、虹梁を平三斗で支え、虹梁の下中央部には若葉を束ねた斬新な彫刻を置く (写真15)。拝みの懸魚は鰭を一体化した唐草文であって独創的である (写真16)。

また玄関の柱頭は正面側面とも頭貫で繋ぎ、正面は花束を籠彫りとした木鼻、側面は菊水の籠彫り木鼻とする (写真17)。正面及び側面の前方間には虹梁形の内法貫を加え、内法貫の先は猿と唐獅子の丸彫り木鼻とする。虹梁形の絵様は正面を浮彫の波文 (写真18)、側面は彫りの深い若葉とし、虹梁の成に対して

の絵様の比例が大きい（写真 19）。

組物は正面の柱上のみ出三斗とし、絵様実肘木で軒桁を受ける。その他の柱上の組物は全て拳鼻付きの平三斗（写真 20）とし、その上に絵様実肘木を載せる。中備は、正面の虹梁形上には大斗に絵様実肘木を 2 具、頭貫上には髹股（絵様股）を 2 具入れる。髹股には鍋島家の家紋である花杏葉を付す。側面は頭貫の上下にそれぞれ中備として髹股（絵様股）を嵌め、同様に花杏葉を付す（写真 21）。

なお正面の頭貫と虹梁形の間には紗綾形の透かし彫り、頭貫と軒桁の間には亀甲の透かし彫りを嵌めている。

次に内玄関は、正面の柱間に若葉と花の絵様を持つ虹梁形頭貫を入れ、虹梁形の先は背違いに象形の木鼻を付す。虹梁形の上、中備の位置には唐獅子の丸彫りを入れる。組物は大斗絵様実肘木を載せる。

軒は、母屋を一軒の疎垂木、玄関を二軒の半繁垂木とし、屋根は母屋・玄関とも棧瓦葺である。

建物の内外は、総じて玄関は装飾的であるが、母屋は簡素である。

4. 後世の改造と復元

次に後世の改造について述べておく（図 3）。まず、現在の内陣正面には、使用者の間及び三の間南側の廊下との境の柱筋（すなわち入側柱筋）に 4 間通しの差鴨居（写真 3）が入れられているが、内陣両側面の内法長押の正面から 1 間の部分において、柱と直交する箇所短い継手が嵌められているので、それと直交する東西方向の内法長押の取り外しがなされていることがわかる（写真 22）。また両側の柱には、鴨居と敷居の接続痕が残る。したがってこの差鴨居は後補材であって、当初は鴨居と敷居があり、建具が設けられていたと考えられる。なお内陣正面の舞良戸付近に 4 間通しの敷居が置かれている（写真 23）。4 間という長さ高さ幅が柱に残る敷居痕と一致することから、当該部分の敷居と考えられる。したがって、この部分には現状と同様に柱はなかったと考えられる。

次に内陣両側面の柱・中敷居・矢来は、その上下に鴨居と敷居があることから後補である。さらに、須弥壇は一見すると仮設のようであり、またその後方に襖を設けるなど開放的であることから、後補と考えられ

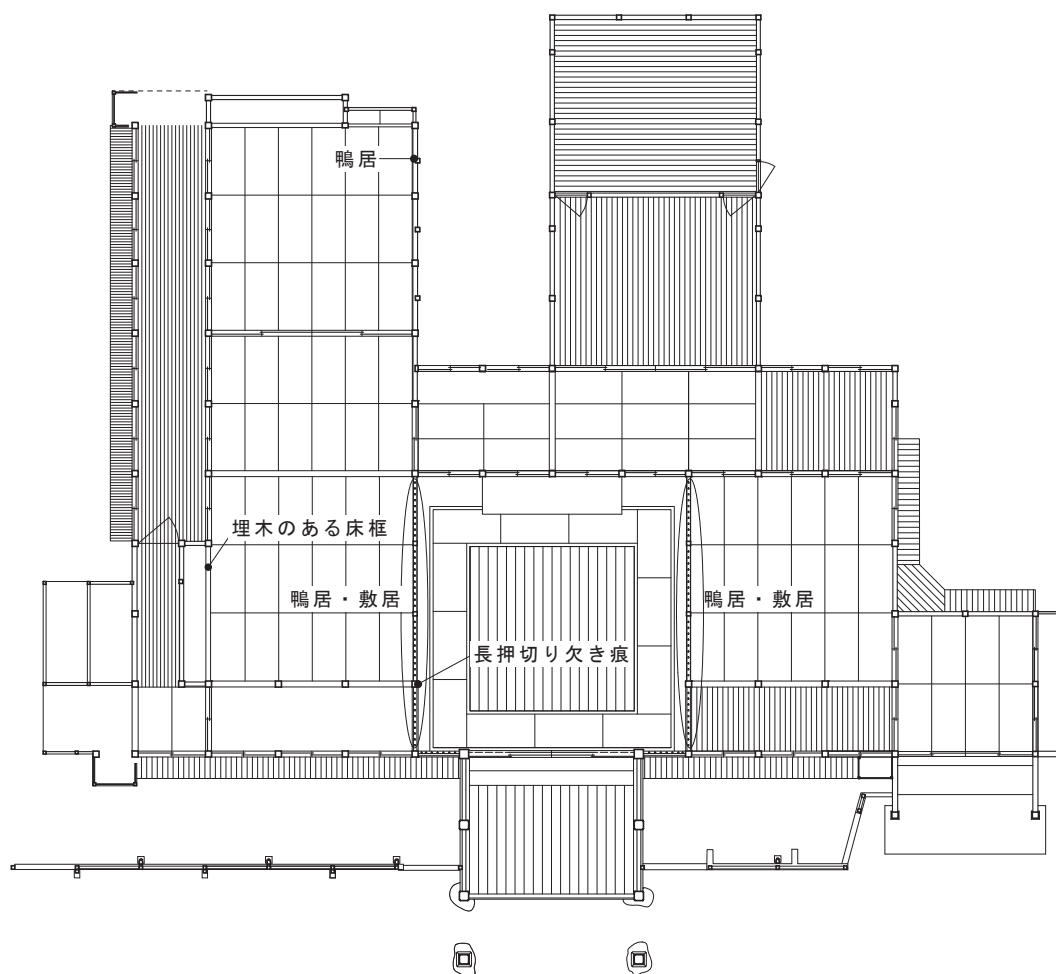


図 3 本堂痕跡図

る。以上のことから、現内陣の南側1間通りはその左右と同様に当初は幅1間の廊下であって、その北側は東西4間に南北3間の24畳間（以下、便宜上、玄関の間と記す）となる。玄関の間と三の間及び使者の間との境は、柱を設けずに4枚建ての襖で仕切っていたと考えられる。また廊下においても東西の部屋境に合わせて2箇所、杉戸が設けられていたと推測される。

また、一の間と東側の柱間は、3間とも現状では土壁としているが、最も北側の柱間には、鴨居が残っていることから、当初は建具が設けられていたと考えられる（写真24）。その他の2間分は定かではないが、同様に当初は土壁ではなく建具が設けられていた可能性が考えられるので、本稿では取りあえず建具を復元しておく。

さらに三の間の床框には、ほぞ穴があることから転用材と考えられる（写真25）。新築の際に転用材を使用したのか、床そのものが後世の改造であるか、床框のみが後世に転用材に交換されたかは定かではない。ここでは、この床が当初からあったか否かが問題となるが、今回の調査では確認できなかったため、後世の解体工事などの結果を待ちたい。

以上の改造痕跡をもとに本堂を旧姿に復すると、正

面に玄関、幅1間の廊下を挟んで現在の内陣部分が24畳の玄関の間となり、その東に使者の間、西に座敷飾を備える一の間とそれに続く二の間、三の間がある。また、南面と西面の廊下には、部屋境に合わせて杉戸が設けられており、対面の儀式を行うことができる、比較的規模の大きな武家殿舎と考えられる（図4）。

V. 実相院本堂の建築年代と移築について

1. 建築年代

本堂の建築年代は資料がなく詳らかでないが、玄関に設けられた虹梁形の絵様が幅広で、かつ深い彫りであること、各部材の風蝕が1~2mmであること、母屋の柱の面取りが1分面であることから、19世紀中期頃の建築と推定される。

ところで、この本堂は寺蔵の史料によると嘉永7年（1854）の火災で焼失した後に、現在地に再建されたことがわかる¹²⁾。ただし、本堂の内法長押しには釘の打ち直しの痕跡があり（写真26）、未だ大規模な解体修理がされていないことから、この再建は新築ではなく移築であった可能性が考えられる。すでに述べたように痕跡から復元される平面が武家殿舎の形式であり、それを本堂に改造していることも、その証左となろう。

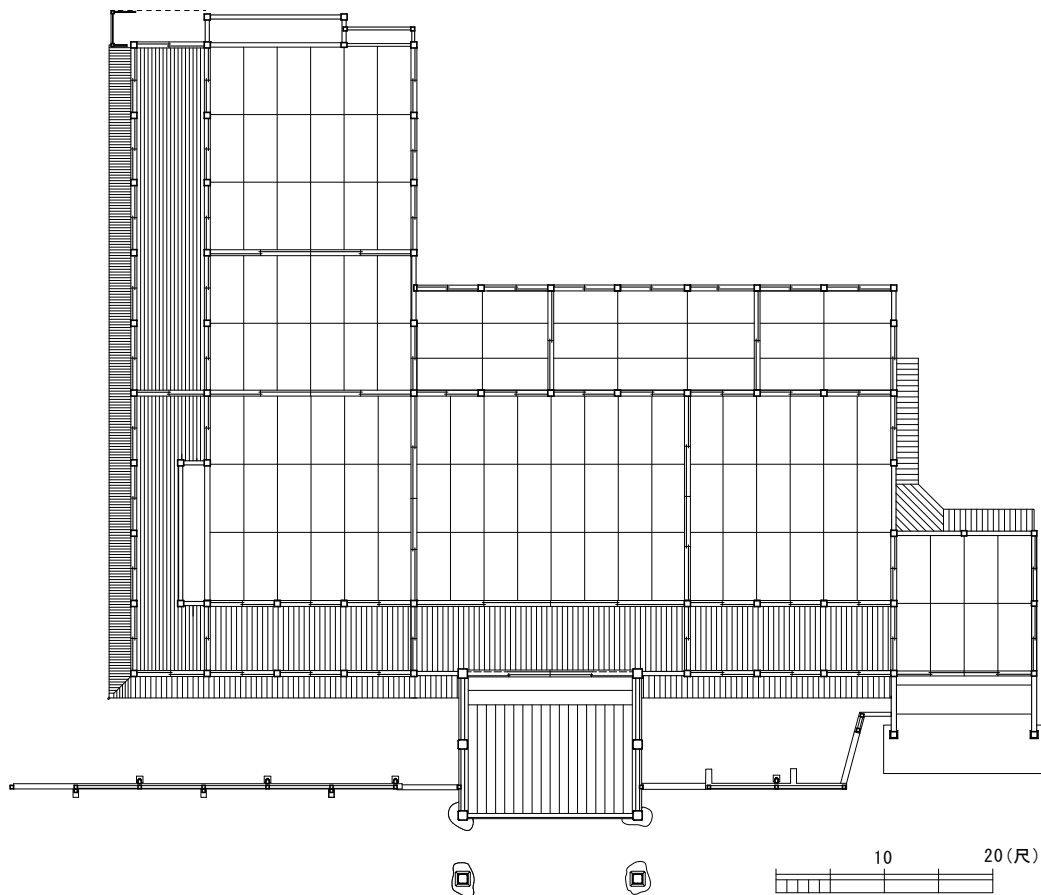


図4 本堂復元図

なお、詳しくは後述するが、本堂に用いられている髹股や懸魚に施された花杏葉紋は、19世紀においては鍋島家の支藩や親類で用いられたものである。実相院は興止日女神社の別当であり、佐賀本藩からは「御目見独礼」を許されていた¹³⁾。そのため本藩と関係の深い実相院が支藩・親類の家紋である花杏葉を使用している点は不自然といえるが、それは本堂が移築された建物であったためであろう。

なお、移築された年代は明らかでないが、本堂玄関西側の壁面に明治22年(1889)の落書きがみられる(写真27)。したがって、実相院本堂は19世紀中期に築造された武家殿舎を嘉永7年から明治22年の間に本堂として移築再建されたとしてよいであろう。

2. 移築について

痕跡などにより復元される実相院本堂は、玄関式台や座敷飾を備え、さらに廊下には杉戸を設ける武家殿舎と考えられ、いずこからより移築されたと考えられた。しかし、この本堂がどこから移築されたのかについては、現状では資料がなく明らかにできない。ここでは、細部意匠に設けられた杏葉紋や復元された平面から移築について若干の考察をしておく。

本堂の意匠に用いられている髹股と懸魚には、花杏葉紋が付されている(写真28)。杏葉紋は江戸時代を通じて肥後国を統治した鍋島家の家紋であるが、これには数種類あり、本分家間で使い分けられていた。野口(2007)によれば、18世紀まで佐賀本藩・支藩・親類をはじめ鍋島家は共通して花杏葉紋を用いていた(ただし、小城藩のみ入隅花杏葉紋を用いていた)。しかし、18世紀以降は本家分家を判然とするため、佐賀本藩の定紋を筋杏葉紋(図5)とし、支藩の蓮池藩・鹿島藩、親類の村田鍋島家・白石鍋島家などが花杏葉紋を用いたという。

これは本藩が造営に関わった寺社にも同様のことがいえ、例えば、18世紀までに造営されたと考えられている高伝寺釈迦堂には花杏葉紋が用いられているのに対し(野口, 2007)、文化13年(1816)に再建された興止日女神社本殿には筋杏葉紋が施されている。前述の通り、実相院本堂には花杏葉紋が用いられており、19世紀中期の建立と考えられることから、その前身建物は佐賀藩内の支藩や親類に関連する建物である可能性が推測される。

また復元される平面の構成等は、佐賀藩の支藩である小城藩の陣屋に存した御殿の玄関と表向き殿舎(小城陣屋では御対面所)の構成に類似している。小城藩は、当初佐賀城内に居館を設けており、2代藩主直能



図5 筋杏葉紋
高澤(2008)より転載

が小城桜岡に隠居所を設けこれを改めて陣屋としたという。その後の作事等は明らかでないが、文化12年(1815)に小城陣屋造作用として、定銀百貫目を領中講より調達した記録があり¹⁴⁾、おそらくこの頃に建設されたものと考えられ、小城町教育委員会(1992)によると明治15年(1882)頃に解体されたという。小城陣屋に関しては、幕末に制作されたと考えられる25面の指図(小城藩邸図, 小城市重要文化財, 小城市立歴史資料館蔵)が現存しており、その中に安政6年(1859)の平面図がある(図6)。それによると小城陣屋は、正面に御式台を有し、その奥に廊下(板敷)を挟んで、寄附間を置く。寄附間の右側は御広間、さらにその右側は通りの間とし、その正面に中の口(内玄関)を付す。寄附間の左側には御使者間があり、その奥には御対面所三の間、二の間が続き、最奥に上座である御対面所がある。御対面所には床が設けられていた。このように小城陣屋では、玄関式台を有する建物に、棟の向きを90度離れた御対面所と御対面所二の間・三の間からなる表向きの殿舎を接続したものである。実相院本堂の前身建物も玄関式台を有する三の間と玄関の間からなる東西棟とそれに直交する一の間と二の間からなる南北棟が接続している。両者には部屋の規模や数に多少の相違はあるが、基本的な構成はよく似ているといえる。

このように実相院本堂の前身建物は、佐賀藩の支藩である小城藩の御殿と比しても遜色のないものであり、建物の構成や規模からしても、実相院本堂の前身建物が鍋島家の支藩や親類に関連する武家殿舎として大過ないと考えられる¹⁵⁾。

3. 前身建物の平面的特色

実相院本堂の前身建物は、床と棚を備えた一の間を上座に二の間と三の間の3室を一行に使って対面の

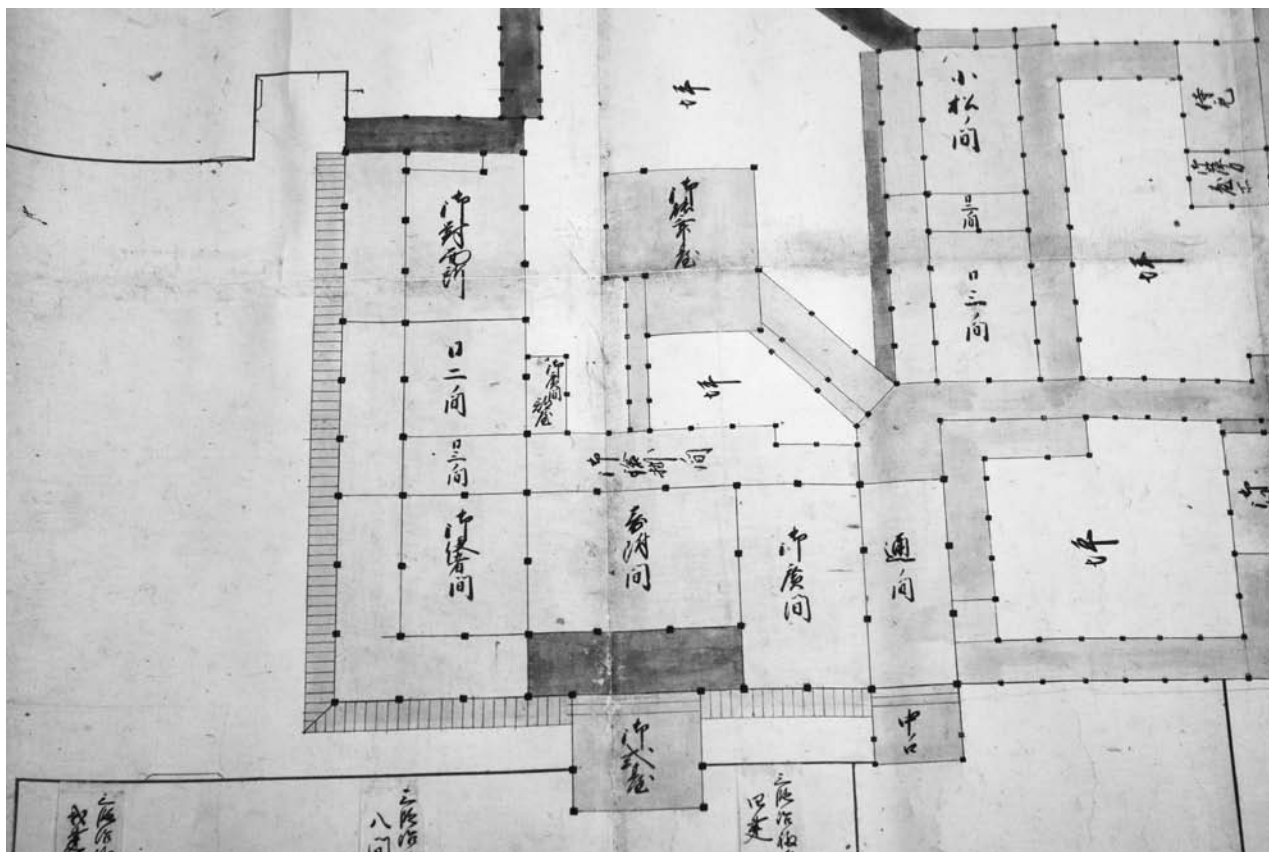


図6 小城藩邸図御対面所部分

儀式を行ったと考えられる。さらに三の間の西側にも床が設けられていることから、三の間を上座にして玄関の間（もしくは使者の間も含む）とで対面を行ったことが考えられる。平井（1974）によれば、明暦3年（1657）の明暦の大火以後の武家殿舎では、一殿舎一機能となり、御殿の平面も一列型が主流となったという。この前身建物の場合は、一見するとそれに反して古式なL字型の平面といえなくもないが、実際は二つの殿舎、すなわち一の間と二の間からなる殿舎と玄関式台が附属した三の間・玄関の間・使者の間からなる殿舎が接続したものであり、一列型の平面と考えられる。

これは、佐賀城本丸御殿の玄関を有する殿舎と一列型に部屋を配した外御書院の構成を縮小したものと推測される。佐賀城では、外御書院の一行に配した部屋の周囲に廊下を設け、明らかに玄関の殿舎と区別しているが、前身建物ではその区別がなくなっており、佐賀城の外御書院に相当する殿舎が一の間と二の間からなる殿舎に縮小され、それが玄関に接続し、ほとんど一つの建物となったと考えられる。

VI. 結語

調査の結果、実相院本堂は19世紀中期に建立され

たと考えられた。また、痕跡より、内陣部分が大規模に改造されていること、長押に打ち直し痕があること、杉戸が多用されることから武家殿舎を移築したものと推測された。

さらに、痕跡より復元される実相院本堂の前身建物は、細部に花杏葉紋が付される点、ほぼ同時期に築造されたと考えられる小城陣屋の御殿と玄関式台及び表向き殿舎の構成がよく類似する点から、鍋島家の支藩や親類に関係する建物であった可能性が考えられる。したがって実相院本堂は、佐賀藩内の武家殿舎に近い形式を有する遺構であるといえ、遺構が乏しく未だ明らかでない江戸時代の武家殿舎を考察する上で、一級の資料となりえる貴重な事例といえよう。

なお、本稿では本堂を中心としたため、庫裏や勅使門について触れていなかったのでここに若干記しておく。庫裏は、軒の持送りに付された若葉の繰形や木材の風蝕より、本堂と同時期、すなわち19世紀中期の築造と考えられるが、座敷の部分と台所の部分が元々は別棟であったことが考えられ、その形式は寺院の庫裏としては不自然である。勅使門は、菖蒲桁と垂木の切り欠きから当初は軒唐破風付きの四脚門であったことが判明した。これも虹梁形の繰形及び木材の風蝕より19世紀中期の建立と考えられる。庫裏・勅使門に

関しても、本堂と同様に移築されたものと推測されたが、その詳細に関しては別稿に譲りたい。

【謝辞】

北脇良哲御住職をはじめ、実相院の皆様、ならびに調査に当たって御協力頂いた佐賀市教育委員会の松本隆昌氏、小城藩邸図の閲覧に便宜を図っていただいた小城市立歴史資料館の田久保佳寛氏には、衷心よりお礼を申し上げます。また、本稿作成に当たっては、三浦正幸氏（広島大学大学院文学研究科・教授）に御指導頂き、実測図の作成等は田丸道男氏、大下きよみ氏、中村泰朗氏、香村慶太氏、韓効含氏、余晏穎氏、尚成紅氏、平幸子氏、野中絢氏から御協力を得ました。ここに記して感謝いたします。

【註】

- 1) 現地調査は2013年8月に実施した。参加者（いずれも肩書きは調査当時）は三浦正幸（広島大学大学院文学研究科・教授）、田丸道男、大下きよみ、中村泰朗、香村慶太、韓効含、余晏穎、尚成紅、曾我俊裕、平幸子（広島大学大学院文学研究科・大学院生）、野中絢（広島大学文学部・学生）、佐藤大規（広島大学総合博物館・学芸職員）である。なお、2015年7月に曾我・佐藤が追加調査を実施した。
- 2) 工藤（1965）
- 3) 註2同掲書
- 4) 佐賀県史編さん委員会編（1955）
- 5) 管見の限り実相院号の初出は佐賀県史編さん委員会編（1974）所収の「神代長良書状」であり、河上社の遷宮に際し太刀と銭百疋を献上する内容である。長良が元亀4年（1573）に建立の河上社西門の大檀那になっていることから、同時期の史料とみられる。
- 6) 明確に焼失を示す文献はないが、近藤編（1902）所収の『肥陽軍記』には同地を大友方が掌握し、近隣の社寺仏閣を悉く焼き払ったという記述がある。
- 7) 大和町史編さん委員会編（1963）。なお、佐賀県史編さん委員会編（1975）所収の「與止日女神社西門棟札写」によれば、元亀4年（1573）に再建されていることがわかる。
- 8) 「鍋島氏老臣連書達書」（佐賀県史編さん委員会編（1975）所収）
- 9) 天井は主座敷の一の間において床挿しとし、一の間・二の間と、三の間・内陣・使者の間では竿縁の方向を変える。
- 10) 8畳間はお経会の際にここで志納金の勘定を行うことから別名「帳場」とも称する。
- 11) 昭和20～30年代まで現在の部屋と同規模の部屋が存在し、一の間棚脇へ繋がる渡り廊下があったという。
- 12) 常吉編（1984）所収の「55世住職良勇墓碑」によれば、

52世良瑞の際に伽藍堂宇を建て直したとの記述がある。さらに、私立佐賀郡教育会編（1916）にも、現堂宇は火災後の再建である旨の記述がある。

- 13) 天明8年（1788）「真言宗御建寺無縁寺畝数等書上」（佐賀県史編さん委員会編（2009）所収）
- 14) 木村編（1988）
- 15) 19世紀中期頃に築造された支藩や親類に關係する武家殿舎の内、平面の構成等がわかるものには、前述した小城陣屋の他にも鹿島陣屋や武雄鍋島家屋敷があるが、その平面はいずれも今回の調査結果から復元される実相院前身建物とは異なっている。しかし実相院本堂の三の間の床など、解体修理等の詳細な調査研究によらなければ判明しない改造痕跡等があると考えられる。したがって実相院本堂の移築元についての考察は、別稿に譲りたい。なお、天保度佐賀城本丸御殿を含めた佐賀藩内における武家殿舎の構成や変遷等の考察についても、稿を改めたい。

【参考文献】

- 市岡正一（1889）：『徳川盛世録』博聞本社。
- 小城町教育委員会（1992）：『小城町の文化財』小城町教育委員会。
- 木下鹿一郎（1906）：『佐賀案内』。
- 木村礎編（1988）：『藩史大辞典 卷7九州編』雄山閣。
- 久米邦武編述、中野禮四郎編纂（1920-1921）：『鍋島直正公傳』侯爵鍋島家編纂所。
- 近藤瓶城編（1902）：『史籍集覧 15巻』近藤活版所。
- 工藤敬一（1965）：一宮社領免田の支配構造—肥前国河上社領について—。歴史学研究, 76, 1-30。
- 佐賀県史編さん委員会編（1967）：『佐賀県史 上巻・下巻』佐賀県史料刊行会。
- 佐賀県史編さん委員会編（1955）：『佐賀県史料集成 第1巻』佐賀県立図書館。
- 佐賀県史編さん委員会編（1974）：『佐賀県史料集成 第15巻』佐賀県立図書館。
- 佐賀県史編さん委員会編（1975）：『佐賀県史料集成 第16巻』佐賀県立図書館。
- 佐賀県史編さん委員会編（2002）：『佐賀県近世史料 第1編第11巻』佐賀県立図書館。
- 佐賀県史編さん委員会編（2009）：『佐賀県近世史料 第10編第1巻』佐賀県立図書館。
- 私立佐賀郡教育会編（1916）：『佐賀郡誌』佐賀牧川書店。
- 高澤等（2008）：『家紋の辞典』東京堂出版。
- 常吉眞佐志編（1984）：『実相院文書調査報告書』佐賀県立図書館。
- 大和町史編さん委員会編（1963）：『大和町史』大和町教育委員会。

- 徴古館 (2009) : 『御城下絵図を読み解く』 鍋島報効会.
徴古館 (2011) : 『歴代藩主と佐賀城』 鍋島報効会.
徳川黎明会編 (1982) : 『徳川禮典録 上・下巻』 原書房.
野口朋子 (2007) : 鍋島家の家紋・杏葉紋について. 佐賀県立
佐賀城本丸歴史館研究紀要, 2, 41-49.
野口朋隆 (2011) : 『江戸大名の本家と分家』 吉川弘文館.
秀村選三監修 (2009) : 『佐賀藩多久領御屋形日記 第2巻』 九州
州大学出版会.
平井聖 (1974) : 『日本住宅の歴史』 日本放送出版協会.
藤野保編 (1980) : 『佐賀藩の総合研究』 吉川弘文館.
藤野保編 (1987) : 『続佐賀藩の総合研究』 吉川弘文館.
(2015年8月31日受付)
(2015年12月10日受理)



写真1 本堂正面

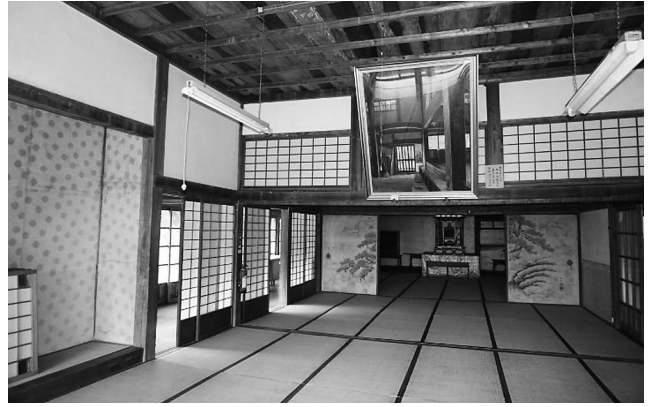


写真4 大広間



写真2 本堂側面



写真5 一の間床・棚



写真3 内陣差鴨居

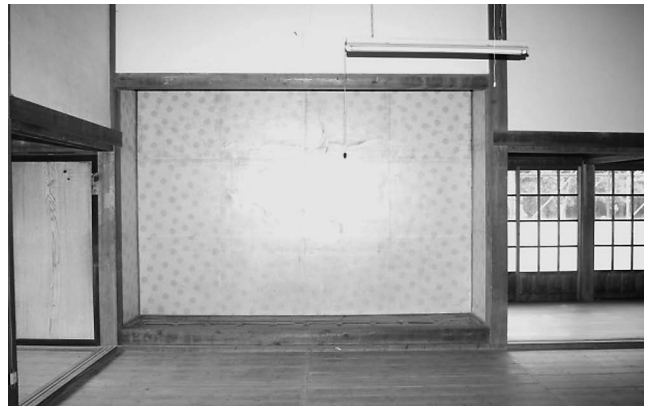


写真6 三の間床



写真7 使者の間



写真 8 使者の間杉戸



写真 12 8畳間東側杉戸



写真 9 内陣・使者の間北側廊下



写真 13 8畳間東側杉戸



写真 10 玄関



写真 14 母屋拝懸魚



写真 11 内玄関



写真 15 玄関妻飾



写真 16 玄関拝懸魚



写真 20 玄関柱上組物



写真 17 玄関柱頭及び内法貫木鼻



写真 21 玄関墓股



写真 18 玄関正面虹梁形



写真 22 内陣の長押の切り欠き痕



写真 19 玄関側面虹梁形



写真 23 内陣正面に置かれた敷居

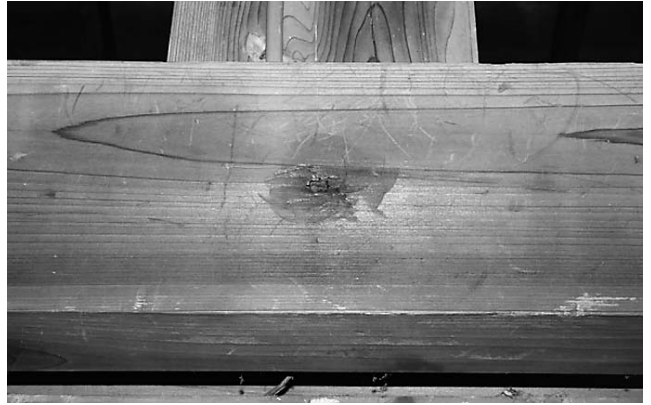


写真 26 長押釘打ち直し痕



写真 24 一の間東側の土壁に残る鴨居

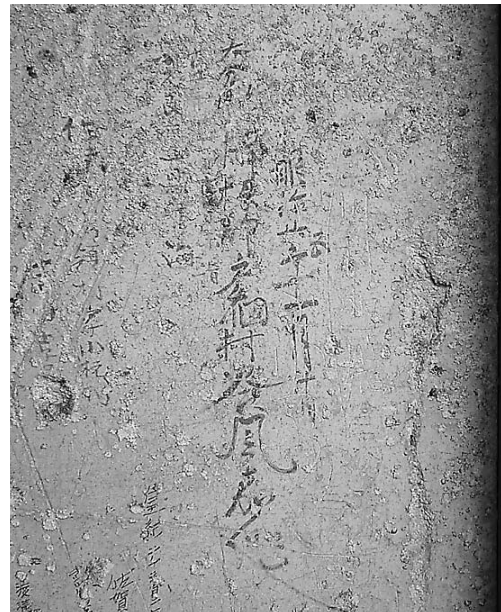


写真 27 玄関西側落書



写真 28 墓股花杏葉紋



写真 25 三の間床框ほぞ穴